

八潮市広告付きデジタルサイネージ設置業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市民等への観光情報等の提供の充実を目的に、八潮メセナ・アネックス内に広告付きデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を設置する。本要領は、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に

最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 業務名

八潮市広告付きデジタルサイネージ設置業務

(2) 業務内容

八潮メセナ・アネックスに、広告付デジタルサイネージの設置及び管理を行う。なお、事業者は民間企業等の広告主を募集し、広告掲載できるものとする。

(3) 設置（稼働）期間

令和8年1月9日から令和13年1月31日まで

(4) 設置場所

八潮市大瀬一丁目1番地1 マインループ1階
八潮メセナ・アネックス 多目的ホールA窓枠内

3 スケジュール

実施内容	実施期間
公告	令和7年7月14日（月）
参加申込書及び 企画提案書等提出期限	令和7年7月22日（火）～令和7年8月22日（金）
質問受付期間	令和7年7月22日（火）～7月30日（水）
質問回答期限	令和7年8月8日（金）
結果通知	令和7年9月9日（火）までに発送
協定書締結	令和7年9月中旬頃

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 八潮市の「令和7・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加申込書提出日から契約締結までの間、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

- (5) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 質問の受付・回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①様式

質問書（様式3）を使用すること。

②提出先

本要領11に掲げる担当課

③提出方法

電子メールで提出すること。また、送信後に必ず電話にて到着確認を行うこと。

④提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時15分まで

⑤質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月8日（金）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、順次市ホームページに掲載する。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

6 参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、市ホームページからダウンロード可能。

提出書類	様式等	提出部数等
①参加申込書	様式1	・正本1部
②会社概要	任意様式（パンフレット可）	・副本6部
③業務実績書	様式2 ・令和2年度から令和6年度末までに契約したデジタルサイネージの行政及び民間の受託実績数	・書類別に両面印刷 ・③、④のPDFデータ（郵送の場合はCD-ROM。5MB以下ならメールも可。メールを分割する場合は件名に整理番号を振ってください。）
④企画提案書	任意様式（用紙サイズA4） ・別紙仕様書の条件を項番号順に記載すること。	
⑤履歴事項全部証明書	原本	1部
⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	原本（納税証明書その3の3） ※税務署発行	1部

(2) 提出方法

①提出期間

令和7年8月22日（金）必着

※持参による場合の受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時15分まで。

②提出先

本要領11に掲げる担当課

③提出方法

持参又は郵送（共に提出期間内必着）

※持参による場合は、事前に電話連絡すること。

7 選定に関する事項（書類選考）

(1) 選考方法

提出された書類に基づき、選考者6名による審査及び評価を行い、評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。ただし、評価点合計の最も高い提案者が複数の場合は、選考者の協議において決定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（評価点合計の7割）を満たしていると判断した場合は受託候補者として特定する。

《評価項目》

評価項目及び配点は次に掲げるとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
企画 提案等 評価	デジタルサイネージ の仕様等	・仕様の条件を整えているか ・事業への理解度 ・設置の安全配慮 など	20
	実施体制等	・広告の募集方法 ・広告内容の審査 ・行政情報と広告の比率 など	20
	管理体制等	・システムトラブル発生時の対応 ・研修及び操作に関する問い合わせ体制 ・広告に関するトラブル対応 など	20
	特記事項	・市民サービスを図るための独自提案	5
価格 評価	放映料の 納入額等	・電気料の積算額について ・放映料の提案額について	25
客観評価		・令和2年度から令和6年度末までに契約したデジタルサイネージの行政及び民間の受託実績数	10
評価点合計			100

※提案書の内容に疑義等が生じた場合、選考者はその内容を提案者に確認することができる。

(2) 結果の通知及び公表

全ての企画提案者に対して、令和7年9月9日までに選考結果を通知するとともに、市ホームページに掲載する。市ホームページには、選定した事業者（受託候補者）名と評価点合計、他の応募者の評価点合計及び順位を掲示する。ただし、受託候補者とならなかった参加者の名称は公表しない。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

審査結果は、企画提案者から書面（様式自由）により情報提供の依頼があった場合、受託業者決定後に、次の項目について情報提供を行う。回答は書面で行うものとする。

- ① 受託業者名
- ② 受託業者の評価項目ごとの合計値
- ③ 情報提供依頼業者の評価項目ごとの合計値

8 契約

選考結果通知後、受託候補者と企画提案の内容をもとに業務内容等について協議を行い、協議が整い次第協定を締結する。

協定の締結に至らなかったときは、締結不調が確定した日から次点候補者に交渉を行う。

9 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本市が不適格と認めた場合

10 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (7) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (8) 本提案に係る提出書類は、八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については決定後の公開とする。
- (9) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

1 1 提出先、問い合わせ先（担当課）

八潮市 市民活力推進部 商工観光課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1（庁舎2階 24番窓口）

TEL：048-996-2111

内線：832

FAX：048-999-8105

E-mail：shokokanko@city.yashio.lg.jp

1 2 参考資料

資料1：八潮メセナ・アネックス 平面図